

質問第二二号

予算における国債費の積算金利に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二日

中西 健 治

参議院議長 山崎 正昭 殿

予算における国債費の積算金利に関する質問主意書

財務省から参議院予算委員会に提出された平成二十六年年度補正予算に関する資料によると、平成二十五年当初予算、平成二十五年年度補正予算、平成二十六年年度当初予算、平成二十六年年度補正予算における国債費の積算金利（想定金利）は一・八パーセントと示されている。

しかし、平成二十五年以来、日本国債十年債の市場金利は一・〇パーセントを下回っており、平成二十七年に至っては〇・三パーセント前後を推移するなど、積算金利と市場金利との乖離が著しい。

そこで以下質問する。

- 一 平成二十七年当初予算における国債費の積算金利はいくらか。
- 二 いかにして平成二十五年当初予算における国債費の積算金利が一・八パーセントと決定されたのか。
具体的な数値を明らかにしつつ、一・八パーセントと導いた算出過程を明らかにされたい。
- 三 いかにして平成二十五年年度補正予算における国債費の積算金利が一・八パーセントと決定されたのか。
具体的な数値を明らかにしつつ、一・八パーセントと導いた算出過程を明らかにされたい。
- 四 いかにして平成二十六年年度当初予算における国債費の積算金利が一・八パーセントと決定されたのか。

具体的な数値を明らかにしつつ、一・八パーセントと導いた算出過程を明らかにされたい。

五 いかにして平成二十六年補正予算における国債費の積算金利が一・八パーセントと決定されたのか。具体的な数値を明らかにしつつ、一・八パーセントと導いた算出過程を明らかにされたい。

六 いかにして平成二十七年当初予算における国債費の積算金利が決定されたのか。具体的な数値を明らかにしつつ、当該積算金利を導いた算出過程を明らかにされたい。

七 仮に、前記二から六における平成二十五年度当初予算、平成二十五年度補正予算、平成二十六年当初予算、平成二十六年補正予算及び平成二十七年当初予算における各積算金利の算出過程が異なる場合、いかにして積算金利の算出過程の客観性を担保するつもりであるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。